

横浜市行政不服審査会答申  
(第36号)

平成30年5月16日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「平成 29 年度市民税・県民税税額変更処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

社会福祉法人 A（以下「本件法人」という。）は、平成 27 年 12 月 8 日に審査請求人が退職したこと及び平成 27 年 12 月分から平成 28 年 5 月分まで審査請求人に係る特別徴収税額が記載された「給与所得者異動届出書」（以下「本件届出書」という。）を、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 321 条の 5 第 3 項の規定に基づいて、平成 29 年 5 月 31 日付けで横浜市特別徴収センターに提出した。

本件届出書に基づき、神奈川区長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対して平成 29 年 7 月 5 日、未徴収の特別徴収税額に相当する税額（161,400 円）を特別徴収から普通徴収へ変更する処分（以下「本件処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件法人が運営する保育園（以下「本件保育園」という。）において、平成 21 年 4 月から現在に至るまで、副園長の職責を果たしている者であり、審査請求人が退職した事実はなく、本件処分が事実を反する異動届に基づいているとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、本件保育園において、平成 21 年 4 月から現在に至るまで副園長の職を務め、その職責を果たしている者であり、本件保育園の副園長として当然本件法人の職員たる地位にある。
- (2) 審査請求人が本件法人を退職した事実がないにもかかわらず、本件法人は、普通徴収への切替手続（異動手続）を不当に行ったため、審査請求人は処分庁より本件処分を受けた。
- (3) 本件法人の理事は、本件保育園の園長に対し、平成 29 年 6 月 15 日付けで、審査請求人が本件法人の職員の地位にあることを当然の前提とした勤務命

令に係る通知（審査請求人に本件法人の就業規則が適用される旨も明記されている。）を発しており、審査請求人が平成27年12月に本件法人を退職した事実がないことは明らかである。

- (4) 以上のとおり、本件処分は、本件届出書に基づくと、審査請求人が平成27年12月に退職した事実は認められないのであるから、本件処分により、市民税・県民税の徴収手続を特別徴収から普通徴収へ切替えることには理由がない以上、当然に本件法人が特別徴収手続により支払うべきものである。したがって、本件処分はその全部が取り消されるべきである。

#### 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 市民税・県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とされており、審査請求人は、賦課期日現在、神奈川区に住所を有していた。
- (2) 平成29年5月31日、本件法人の理事長から、本件届出書が横浜市特別徴収センターへ提出されたため、処分庁は本件処分を行った。
- (3) 特別徴収義務者は、納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合、必要な事項を記載した届出書を特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならないとされており、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額は、これを徴収して納入する義務を負わないこととなっている（法第321条の5第2項及び第3項）。
- (4) 以上の点から、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は適法かつ適正に行われている。

#### 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

#### 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「7 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 特別徴収から普通徴収への変更処分に対する不服申立ての利益について

法第 321 条の 4 第 1 項は「市町村は、…所得税法第 183 条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。」と定めるところ、特別徴収義務者として指定された者は、自己の意思いかんにかかわらず、同項が規定する特別徴収税額を当該市町村に納入しなければならない義務を負う。

また、法第 321 条の 5 第 3 項は「…特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなった納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。」と定めるところ、特別徴収義務が消滅し、当該納税義務者が普通徴収に切り替える旨の通知を市町村の長が受けたときには、法第 319 条及び第 321 条の 7 により、当該納税義務者は新たに納税通知書の交付を受け普通徴収により納税の義務を直接負うことになる。

そして、この特別徴収から普通徴収への切替えは、当該納税義務者に対し新たに納税通知書を交付し、納税の義務を課すものである以上、その法律上の性格は、単なる徴収方法の変更ではなく、別個の新たな賦課処分がなされたものと解するべきである。

本件は、処分庁が審査請求人に対し、新たに納税通知書を交付し、普通徴収での納税の義務を課していること、また、当該納税通知書に「この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます」と記載していることが認められる。

したがって、徴収手続について、特別徴収から普通徴収に切り替える旨の新たな税額変更は、新たな賦課処分として、その処分の内容に不服がある者は争うことができる。

(2) 本件処分の違法性又は不当性について

審査請求人は、審査請求書において「原処分は審査請求人が本法人を退職したなどという事実と反する異動届を根拠とするものであり、原処分という

普通徴収への繰入額については当然に本法人が特別徴収手続により支払うべきものであるから、原処分はその全部が取り消されるべきである」と主張する。

この点、本件処分に係る税額について、上記審査請求人の主張や処分庁の弁明に何ら反論がないことからすれば、審査請求人の主張は、税額には争いがないものの、本件法人を退職した事実がないことなどを理由に、本件処分はその全部について取り消されるべきであると主張するものと解されるから、本件審査請求においては、以下これを前提に判断することとする。

#### ア 本件届出書の処分庁における調査義務について

特別徴収から普通徴収への切替えについて、法第 321 条の 5 第 3 項は、「…特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなった納税義務者の氏名、…その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。」と定め、法第 321 条の 7 第 1 項は「個人の市町村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、…普通徴収の方法によって徴収しなければならない。」と定めている。

本件において、処分庁は、本件法人から本件届出書の提出を受け、本件届出書には、審査請求人が本件法人を平成 27 年 12 月 8 日に退職した旨記載されている。

処分庁は、本件届出書の記載内容を根拠に本件処分を行ったものであると認められるところ、審査請求人は、審査請求人が退職した事実はなく、本件届出書の記載内容が誤りであること、給料が未払いであることなど主張している。

そこで、法第 321 条の 5 第 3 項に規定される届出書の記載内容について、審査請求人から当該届出書の記載内容が誤りである旨の主張等がされた場合、処分庁は当該届出書の記載内容が真実であるか実体的な調査まで行う必要があるかが問題となる。

この点、特別徴収手続の制度は、課税の公平性及び徴税の便宜並びに徴税費の軽減等の見地から定められた制度であると解されるところ、納

税義務者と特別徴収義務者との間で雇用契約の有無、内容等に争いがあるときに、処分庁において、その実体的判断をしなければならないとなると、本来私人間の権利義務関係の存否に関する紛争であるにもかかわらず、中立であるべき行政主体が私人間の紛争に巻き込まれることになりかねず、妥当ではない。

また、私人間の雇用契約の有無、内容等の争いについては、解雇権の濫用法理等が問題になる場合を含め、審理が複雑化、長期化することがあるところ、このような紛争に行政主体が巻き込まれることは、前記課税の公平性、徴税の便宜並びに徴税費の軽減等という特別徴収手続の制度の趣旨にも合致しないものである。

したがって、特別徴収手続から普通徴収手続への切替えにおいて、納税義務者が特別徴収義務者を退職等したことについて、処分庁においては届出書の記載内容が真実であるかどうかの調査義務まで負うものではない。

このように解したとしても、納税義務者が負担することとなる市民税・県民税の税額には差異はないものであり、審査請求人に対し、過大な負担を与えるものとは認められない。

以上によれば、処分庁においては、特別徴収から普通徴収へ切り替えるに当たっては、裁判所の確定判決などにより届出書の記載内容が誤りであることが一見して明らかであるような場合は格別、そうでない限りにおいては、特別徴収義務者から提出された届出書が適式に提出されたことを確認した上で、その記載内容にしたがって対応する限り、普通徴収に切り替える旨の処分には違法又は不当な点は認められない。

#### イ 審査請求人が提出した証拠資料について

本件では、審査請求人から、同人と特別徴収義務者たる本件法人との間で雇用契約が継続していることを示す書面等が提出されている。

この証拠によれば、審査請求人が、平成 29 年 6 月 16 日当時において、本件法人から自宅待機命令を受けていること、その前提として雇用契約が当時あったことが一定程度推認されなくもない。

しかしながら、これらの証拠資料をもっても、本件届出書の平成 27 年 12 月 8 日付け退職の記載内容が、一見して違法無効であることが明

らかであるとは認めることはできない。

また、審査請求人は、裁判所での司法判断に係る判決書の写し等を複数提出するが、これらによっても審査請求人と本件法人との間で雇用契約が存続していたのかは一見して明らかとはいえない。

以上によれば、本件では、本件届出書の記載内容が誤りであることが一見して明らかであるとまでは認められないことから、処分庁において、本件届出書の記載に基づき本件処分を行ったことに違法又は不当な点があるとは認められず、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 結語

その他、本件処分について違法又は不当たらしめる事由は認められないから、本件処分は適法かつ妥当である。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年12月 1 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年12月 1 日	・ 併合通知の送付
平成29年12月21日	・ 弁明書の受理
平成30年 1 月 5 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 1 月26日	・ 反論書の受理
平成30年 3 月 1 日	・ 反論書（副本）の送付
平成30年 4 月12日	・ 審理手続の終結
平成30年 4 月18日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 4 月18日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 5 月16日	・ 調査審議